

# 第6章

健康管理

- 福島県では、原子力災害による放射線の影響を踏まえ、**長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる県民の健康増進につなげていくために、2011（平成23）年6月から「県民健康調査」を実施しています。**

- 「**県民健康調査**」の内容は、次の5項目です。

- ①**基本調査（外部被ばく線量の推計）（全県民）**
- ②**詳細調査**
  - ・**甲状腺検査**（2011（平成23）年3月11日時点で概ね18歳以下の子ども）
  - ・**健康診査**（避難区域等の住民）
  - ・**こころの健康度・生活習慣に関する調査**（避難区域等の住民）
  - ・**妊産婦に関する調査**（母子健康手帳交付者）

県民健康調査とは？（福島県立医大放射線医学県民健康管理センター）より作成

福島県では、福島第一原発事故による放射性物質の拡散や避難などを踏まえ、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的とし、「県民健康調査」を実施しています。

県民健康調査では全県民を対象とし、原発事故後4か月間の外部被ばく線量の把握のため「基本調査」を実施しています。さらに、原発事故時に概ね18歳以下であった全ての方を対象に「甲状腺検査」を実施しています。その他、原発事故時、避難区域などに指定されたエリアにお住まいだった約21万人の方を対象に、身体の健康状態を把握するための「健康診査」を、こころの健康状態を把握するための「こころの健康度・生活習慣に関する調査」を行っています。さらに毎年福島県内で母子健康手帳を受け取った方、県外で母子健康手帳を受け取り福島県内で分娩した方を対象に「妊産婦に関する調査」を行っています。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

#### 関連 Q&A

- ・6章 QA1 福島県における健康管理として、どのような取組が行われているのですか
- ・6章 QA4 県民健康調査では、基本調査や甲状腺検査以外は、どのような取組が行われているのですか

# 県民健康調査（事業推進体制）

## 【調査の目的】

東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故による県内の放射線による影響を踏まえて、長期にわたり県民の健康を見守り、県民の安全・安心の確保を図ることを目的として、全県民を対象とする福島県「県民健康調査」を福島県から受託して実施している。この調査を通して、継続的な調査・健診を実施し、健康被害の早期発見、早期治療、さらには研究・教育・診療体制を整備しながら、将来にわたる県民の皆様への健康増進につなげていく。

## 【推進体制】

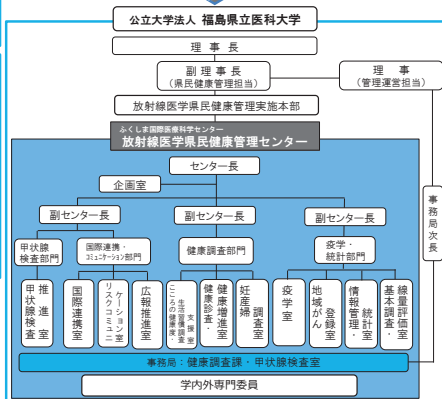
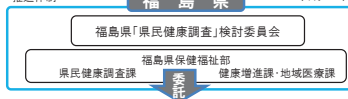
有識者で構成する福島県「県民健康調査」検討委員会の指導・助言のもと、福島県と一体となり推進している。平成23年9月に「放射線医学県民健康管理センター」を立ち上げるとともに、平成24年4月には、専従の事務組織として「健康調査課」を設置し、推進体制を確立させた。

また、同11月には総合的な復興事業を担う「ふくしま国際医療科学センター」に位置付けるとともに、平成26年4月には4部門、11室体制に組織を改正し、各室に副室長を配置するなど調査の推進に向け体制を強化した。今後とも調査の進捗よくに合わせ、組織の見直し、充実を図っていく。

職員配置状況 平成27年 2月 1日現在

	法人職員	県派遣	非常勤 派遣職員	民間派遣	他県応援	その他	計
事務系	23	21	55	14	10		123
専門職	36		11	2	1		50
計	59	21	66	16	11	0	173

推進体制 福島県 平成27年1月末現在



福島県「県民健康管理調査」の概要より作成

「県民健康調査」は福島県が事業主体となり、福島県立医科大学が福島県から事業委託を受ける形で実施されています。福島県立医科大学は、この事業を推進するにあたり、「放射線医学県民健康管理センター」を立ち上げ、実務にあたっています。

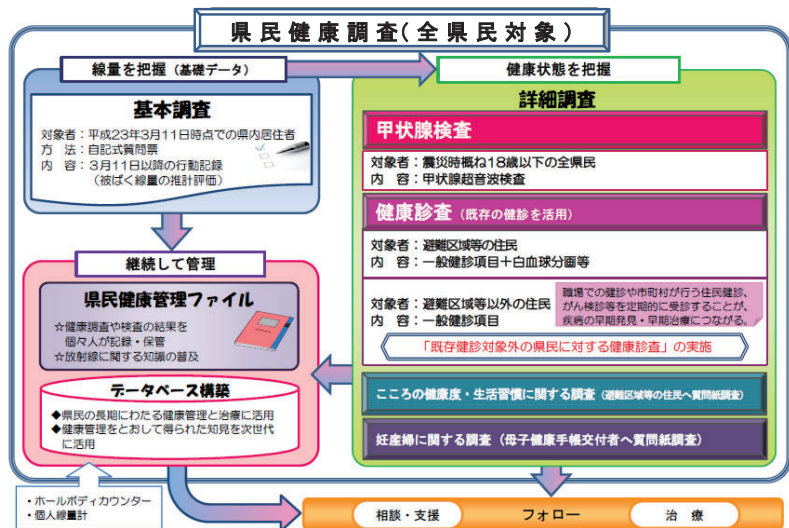
福島県は、「県民健康調査」に関して、専門の見地から広く助言などを得るために、「県民健康調査」検討委員会を設置しています。

本資料への収録日：2015年3月31日

関連Q&A

・6章 QA1 福島県における健康管理として、どのような取組が行われているのですか

# 県民健康調査（全容）



福島県「県民健康管理調査」の概要より作成

「県民健康調査」の事業の内容は「基本調査」と「詳細調査」に大きく分けられます。「基本調査」では、行動記録を基に原発事故後4か月間の県民の外部被ばく線量を推計評価し、県民の健康を見守るための基礎となるデータを把握します。

「詳細調査」には、現在の健康状態を把握するための、4つの調査や検査があります。1つ目は、2011(平成23)年3月11日時点で概ね18歳以下の全県民を対象とした甲状腺の超音波検査です。チェルノブイリ原発事故後に小児の甲状腺がんが多く見つかったことから、対象者には繰り返し検査が行われることになっています。

2つ目は健康診査です。避難区域にお住まいだった方に対して、生活環境などが変わったことなどによって生じる、生活習慣病など、その予防あるいは早期発見・早期治療につながるために健診を行います。

3つ目のこのころの健康度・生活習慣に関する調査も、避難区域にお住まいだった方を対象に東日本大震災と原発事故により生じてしまった不安やこのころの傷に対して、支援を行うための調査です。

4つ目の妊産婦に関する調査では、妊産婦を対象に、震災や原発事故によって定期健診を受けられなかったり、出産や産後の育児に関して放射能を含めたさまざまな心配を抱える方のための調査です。

これらの調査・検査などの記録は、全県民を対象に配布する「県民健康管理ファイル」に綴ってもらうことで、個人々が健康を自己管理に役立てるように促しています。また全データをまとめた一元的なデータベースを構築し、長期にわたる知見の活用に役立てられます。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

関連Q&A

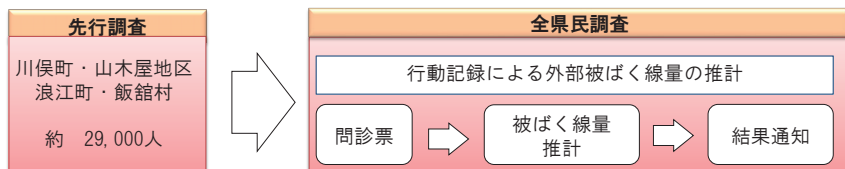
- ・6章 QA1 福島県における健康管理として、どのような取組が行われているのですか
- ・6章 QA4 県民健康調査では、基本調査や甲状腺検査以外は、どのような取組が行われているのですか

## 健康を見守り続けるための「基礎」となる調査です

外部被ばく線量を推計するために、一人一人に個人の行動記録を記入・提出していただく調査です。

平成23年3月11日～7月11日までの4か月間の行動記録を基に、放射線医学総合研究所（放医研）の「外部被ばく線量評価システム」により、個人ごとの外部被ばく線量を推計します。

### 【調査のスキーム】



推計された線量は推計期間と共に、各人にお知らせし、外部被ばく線量を知っていただくとともに、長期にわたって実施していく詳細調査や各人の健康管理における基礎資料とします。

環境省第4回原子力被災者等との健康についてのコミュニケーションにかかる有識者懇談会

基本調査は、当時県内にお住まいだった方が福島第一原発事故によりどの程度被ばくしたのかを推計し、将来にわたってお一人お一人の健康管理に役立てていただくことを目的としています。

具体的には対象者の方に、問診票を配布し、事故後4か月間の行動記録を記入していただきます。問診票に記入された行動記録を基にして、放射線医学総合研究所が開発したプログラムを使って、被ばく線量を推計します。

また、個人個人の推計値を集約し、統計処理することで、福島県における被ばくと健康影響についての解析を行うためにも活用されます。

先行調査は2011（平成23）年6月から開始し、全県調査は2011（平成23）年8月から開始しました。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

#### 関連 Q&A

- ・ 6章 QA6 基本調査の目的は何ですか。基本調査により何が分かるのですか
- ・ 6章 QA14 震災発生から数年が経ちました。今、外部被ばく線量を知って何の役に立つのでしょうか
- ・ 6章 QA19 長期にわたる低線量の外部被ばくの影響について検証することで、次の世代の健康づくりに役立たせるのが目的と聞きました。つまり、県民はモルモットということですか

## 【推計対象期間】

平成23年3月11日～7月11日 4か月間の行動

## 【対象者】

約206万人

## ● 県内居住者：

平成23年3月11日～7月1日に県内に住民登録があった方

## ● 県外居住者：

(1) 平成23年3月11日～7月1日に

県内に居住していたが、住民登録が県外にある方

(2) 平成23年3月11日～7月1日に

県内に通勤通学していた県外居住者

(3) 平成23年3月11日～3月25日に

県内に一時滞在した県外居住者

(県外居住者に関しては、本人の申し出により問診票をお送りしています。)

環境省第4回原子力被災者等との健康についてのコミュニケーションにかかる有識者懇談会

行動記録を調査するための対象となる期間は、2011（平成23）年3月11日～7月11日の4か月間です。

基本調査の対象者は震災当時県内に住民登録があった方、約206万人です。県外の居住者であっても、例えば住民登録が県外にある方でも、この期間内に県内に居住していた方、あるいは通勤、通学していた方、あるいは一時滞在された方々は対象者に含まれます。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

## 関連 Q&amp;A

- ・6章 QA10 「基本調査」は、原発事故発生直後から7月11日までの4か月間の外部被ばく線量を推計するだけのものですか

平成25年11月より、問診票の「簡易版」も導入しました。

## 詳細版（従来版）

時刻	0	3	6	9	12	15	18	21	24	場所・施設名
3/11 (日)										自宅 (○)
移動										水 (○)
3/12 (月)										中野区役所 (○)
移動										知人宅 (○)
3/13 (火)										知人宅 (○)
移動										中野区役所 (○)
3/14 (水)										知人宅 (○)
移動										中野区役所 (○)
3/15 (木)										知人宅 (○)
移動										知人宅 (○)

## 簡易版

平成25年 3月11日

1 この期間の居住場所は、3ページで記載した住所と同じですか？  
 同じ  異なるの住所  3月11日の住民票住所  現在住所  異なるを（下記に記入ください。）  
 市区町 市区 町 区

2 居住場所での滞在時間、平均的にみな5時間以内の滞在時間は、  
 1日あたりどのくらいですか？  
 1時間以内  1時間以上  2時間以上  3時間以上  4時間以上  5時間以上  6時間以上  7時間以上  8時間以上  9時間以上  10時間以上  11時間以上  12時間以上  13時間以上  14時間以上  15時間以上  16時間以上  17時間以上  18時間以上  19時間以上  20時間以上  21時間以上  22時間以上  23時間以上  24時間以上  不明

3 3月11日～3月25日までの滞在時間、平均的にみな5時間以内の滞在時間は、  
 1日あたりどのくらいですか？  
 1時間以内  1時間以上  2時間以上  3時間以上  4時間以上  5時間以上  6時間以上  7時間以上  8時間以上  9時間以上  10時間以上  11時間以上  12時間以上  13時間以上  14時間以上  15時間以上  16時間以上  17時間以上  18時間以上  19時間以上  20時間以上  21時間以上  22時間以上  23時間以上  24時間以上  不明

4 3月11日～3月25日までの滞在時間、平均的にみな5時間以内の滞在時間は、  
 1日あたりどのくらいですか？  
 1時間以内  1時間以上  2時間以上  3時間以上  4時間以上  5時間以上  6時間以上  7時間以上  8時間以上  9時間以上  10時間以上  11時間以上  12時間以上  13時間以上  14時間以上  15時間以上  16時間以上  17時間以上  18時間以上  19時間以上  20時間以上  21時間以上  22時間以上  23時間以上  24時間以上  不明

5 3月11日～3月25日までの滞在時間、平均的にみな5時間以内の滞在時間は、  
 1日あたりどのくらいですか？  
 1時間以内  1時間以上  2時間以上  3時間以上  4時間以上  5時間以上  6時間以上  7時間以上  8時間以上  9時間以上  10時間以上  11時間以上  12時間以上  13時間以上  14時間以上  15時間以上  16時間以上  17時間以上  18時間以上  19時間以上  20時間以上  21時間以上  22時間以上  23時間以上  24時間以上  不明

6 3月11日～3月25日までの滞在時間、平均的にみな5時間以内の滞在時間は、  
 1日あたりどのくらいですか？  
 1時間以内  1時間以上  2時間以上  3時間以上  4時間以上  5時間以上  6時間以上  7時間以上  8時間以上  9時間以上  10時間以上  11時間以上  12時間以上  13時間以上  14時間以上  15時間以上  16時間以上  17時間以上  18時間以上  19時間以上  20時間以上  21時間以上  22時間以上  23時間以上  24時間以上  不明

7 3月11日～3月25日までの滞在時間、平均的にみな5時間以内の滞在時間は、  
 1日あたりどのくらいですか？  
 1時間以内  1時間以上  2時間以上  3時間以上  4時間以上  5時間以上  6時間以上  7時間以上  8時間以上  9時間以上  10時間以上  11時間以上  12時間以上  13時間以上  14時間以上  15時間以上  16時間以上  17時間以上  18時間以上  19時間以上  20時間以上  21時間以上  22時間以上  23時間以上  24時間以上  不明

8 3月11日～3月25日までの滞在時間、平均的にみな5時間以内の滞在時間は、  
 1日あたりどのくらいですか？  
 1時間以内  1時間以上  2時間以上  3時間以上  4時間以上  5時間以上  6時間以上  7時間以上  8時間以上  9時間以上  10時間以上  11時間以上  12時間以上  13時間以上  14時間以上  15時間以上  16時間以上  17時間以上  18時間以上  19時間以上  20時間以上  21時間以上  22時間以上  23時間以上  24時間以上  不明

9 3月11日～3月25日までの滞在時間、平均的にみな5時間以内の滞在時間は、  
 1日あたりどのくらいですか？  
 1時間以内  1時間以上  2時間以上  3時間以上  4時間以上  5時間以上  6時間以上  7時間以上  8時間以上  9時間以上  10時間以上  11時間以上  12時間以上  13時間以上  14時間以上  15時間以上  16時間以上  17時間以上  18時間以上  19時間以上  20時間以上  21時間以上  22時間以上  23時間以上  24時間以上  不明

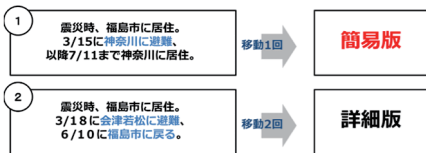
10 3月11日～3月25日までの滞在時間、平均的にみな5時間以内の滞在時間は、  
 1日あたりどのくらいですか？  
 1時間以内  1時間以上  2時間以上  3時間以上  4時間以上  5時間以上  6時間以上  7時間以上  8時間以上  9時間以上  10時間以上  11時間以上  12時間以上  13時間以上  14時間以上  15時間以上  16時間以上  17時間以上  18時間以上  19時間以上  20時間以上  21時間以上  22時間以上  23時間以上  24時間以上  不明

3/11～3/25までは1時間単位  
 で記入していたものを、  
 基本的な行動パターンで、  
 まとめて記入

### 【簡易版の適用条件】

震災後4か月間で避難や引っ越し等で居住地、学校、勤務先の変更など、行動パターンの大きな変化が1回以下の方のみが対象となります。

例



県民健康調査の「基本調査」とは？（福島県立医大放射線医学県民健康管理センター）より作成

基本調査で行動記録などを記入いただく問診票は、3月11日から3月25日までの行動については1時間単位で記入いただくものでした。しかし、記入が難しいとご指摘を受けて、記入を簡略化した「簡易版」問診票を2013（平成25）年11月より導入しました。

ただし、精度管理上、簡易版の利用には条件があり、震災後4か月間に避難や引っ越しなどで大きな変化が1回以下の方のみが対象となります。

本資料への収録日：2013年3月31日  
 改訂日：2014年3月31日  
 ：2015年3月31日

### 関連 Q&A

- ・ 6章 QA7 基本調査の書き方が分かりません
- ・ 6章 QA8 基本調査の問診票を紛失してしまいました
- ・ 6章 QA13 これから提出しようと思っています。返信用封筒の期限が切れていますが、投函しても問題はないですか
- ・ 6章 QA15 原発事故後時間も経過しているため、詳しく行動を覚えていません。どうすればよいですか
- ・ 6章 QA22 震災時、子どもたちは同じ行動をしていました。それなのに同じ内容を書いて個別に回答を送る必要があるのですか

## 行動パターン調査

福島県県民健康調査の問診票より  
行動パターンを調査

調査対象期間

2011年3月11日～7月11日の4か月間

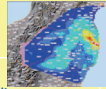
調査項目

- 滞在（場所、時間、建物の造り）
- 移動（場所、時間）

区分 用字	滞在 場所	時 間						地名・施設名
		0	3	6	9	12	15	
記	居内	①						①自宅 ②自宅の畑 ③車庫 ④遊園地 ⑤寺×××中学校 ⑥×××大学×××
入	移動							
別	居外							

## 線量率マップ

SPEEDIと文部科学省データから  
一日平均の実効線量率マップを作成



3月12日～14日 SPEEDIの評価結果  
(実効線量率)

3月15日以降 文部科学省(当時)公表  
のモニタリングデータ  
(周辺線量当量率)

↓  
周辺線量当量率に0.6を乗じて  
実効線量率に換算

↓  
2km×2kmのメッシュに区分け  
離散データをソフトで内挿しマップ化  
※自然放射線の値を含まない。

積算実効線量計算

行動パターン及び線量率マップから実効線量を評価

福島県ホームページ「外部被ばく線量の推計について（外部被ばく線量評価システムの概要と遊離行動のモデルパターン別の外部被ばく線量の試算結果）放射線医学総合研究所」平成23年12月13日 <http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/6494.pdf> より作成

基本調査では、行動パターン調査の結果と線量率マップを組み合わせ、外部被ばく線量評価が行われています。対象者の方に答えていただいた、この調査期間、どこにどれだけ、どのような建物の中にいたか、という行動の記録と線量率マップを組み合わせ、線量を評価しています。

本資料への収録日：2013年3月31日

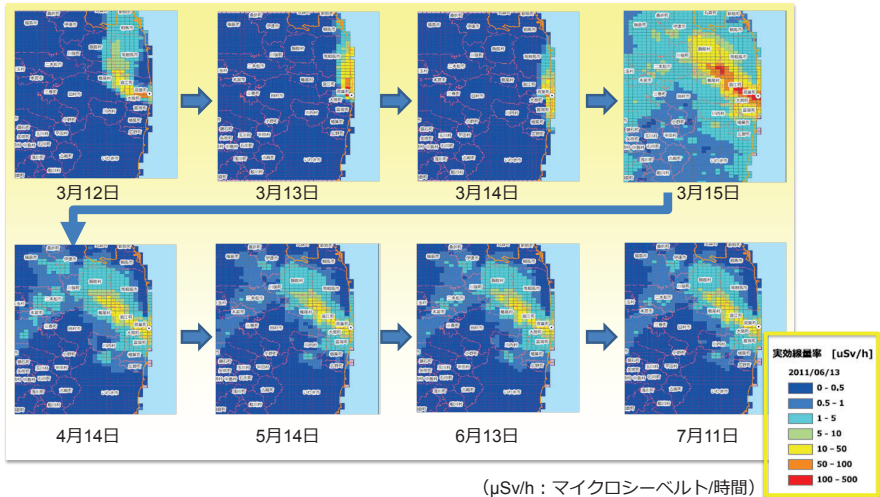
改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

関連Q&A

- ・6章 QA9 外部被ばく線量の推計はどのようにして行っているのですか
- ・6章 QA10 「基本調査」は、原発事故発生直後から7月11日までの4か月間の外部被ばく線量を推計するだけのものですか
- ・6章 QA16 個人線量計（ガラスバッジ、電子式線量計など）で外部被ばく線量がわかるので、基本調査への回答は不要なのではないですか
- ・6章 QA17 推計値というのは、どの程度当てにしているのですか





福島県ホームページ「外部被ばく線量の推計について（外部被ばく線量評価システムの概要と避難行動のモデルパターン別の外部被ばく線量の試算結果）放射線医学総合研究所」平成23年12月13日 <http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/6494.pdf>より作成

使用している線量率マップは文部科学省（当時）のモニタリングデータが用いられています\*。

※：文部科学省（当時）が公表しているモニタリングデータが利用できない2011（平成23）年3月12日から15日のうち、3月12日から14日までの3日間は、2011（平成23）年6月に原子力安全・保安院（当時）が公表した放射性物質の放出量データを用いて、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）により計算された結果を適用しました。3月15日については、3月16日のデータと同じとし、3月16日以降については、文部科学省（当時）が公表しているモニタリングデータを利用しました。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2015年3月31日

表1 基本調査問診票 回答状況  
H26.10.31 現在

対象者数		2,055,383	
回答数	詳細版	490,613	23.9%
	簡易版	62,805	3.1%
	計	553,418	26.9%

※回答率は、回答数の区分ごとに端数処理

表2 地域区分別 回答率

	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	計
H25.9.30 (a)	26.5%	20.9%	17.6%	15.1%	13.4%	44.4%	21.9%	23.6%
H26.10.31 (b)	29.8%	23.7%	21.9%	20.9%	20.0%	45.4%	25.0%	26.9%
差(b-a)	3.3%	2.8%	4.3%	5.8%	6.6%	1.0%	3.1%	3.3%

回答率は福島県全体で26.9%となっている。  
簡易版の導入により、回答率の低かった地区を中心に回答率が上昇した。  
(平成26年10月31日時点)

第17回福島県「県民健康管理調査」検討委員会資料

基本調査の対象となっている2011(平成23)年3月12日から7月11日の4か月間は、空間線量率が高く、この時期の外部被ばく線量の把握が最も重要です。

これまでに約55万3,000人の方の回答が得られています(回答率26.9%)。

原発からかなり遠い会津、南会津では回答率が低迷していましたが、簡易版の導入により、回答率の向上が見られました。

簡易版導入前の2013(平成25)年9月末段階で南会津は13.4%でしたが20.0%に上昇しました。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

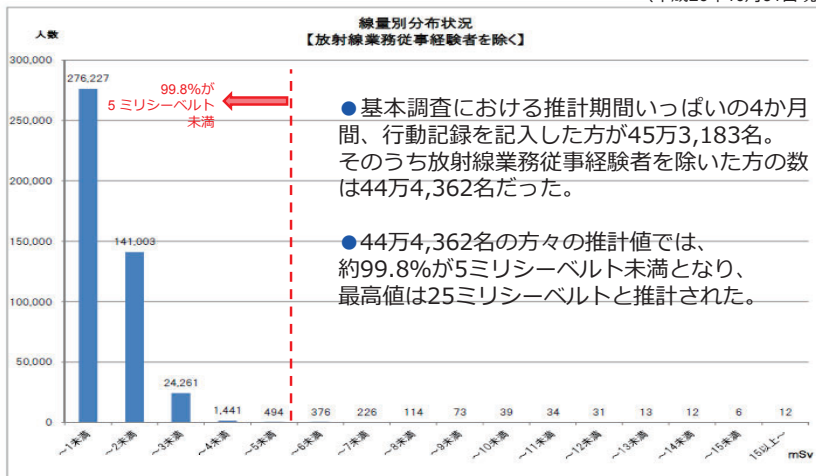
：2015年3月31日

関連Q&A

- ・6章 QA20 基本調査に回答していない場合、甲状腺検査や健康診査などの詳細調査受診の案内は届かないのですか
- ・6章 QA21 基本調査に回答しないことで何か不利益があるのですか

累計531,691名の外部被ばく実効線量の推計が得られている。

(平成26年10月31日現在)



第17回福島県「県民健康管理調査」検討委員会資料

福島県全体ではこれまでに累計 53 万 1,691 名の外部被ばく実効線量の推計が得られています。そのうち 4 か月間の行動記録を回答いただいた方々（放射線業務従事経験者を除く）の推計値では、約 99.8%が 5 ミリシーベルト未満となり、93.9%の方が 2 ミリシーベルト未満でした。さらに最高値は 25 ミリシーベルトでした。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

#### 関連 Q&A

- ・ 6 章 QA11 基本調査の結果、事故直後の外部被ばく線量はどの程度だったのですか
- ・ 6 章 QA23 届いた結果通知はどうすればいいですか
- ・ 6 章 QA24 同じ家族なのに同時に結果が届かないのには、何か理由があるのですか
- ・ 6 章 QA25 飲食物についての項目に回答しましたが、それに対する返答がないのはなぜですか
- ・ 6 章 QA26 評価結果が届きましたが、健康に問題ない数値なのでしょう

表5 全県調査（先行調査＋全県民調査）外部被ばく実効線量推計状況 H26.10.31現在

実効線量 (mSv)	全データ	放射線業務従事経験者を除く		「放射線業務従事経験者を除く」の地域別内訳(%は地域ごとの線量割合)														
				県北 (注3)		県中		県南		会津		相双 (注4)		いわき				
～1未満	281,706	276,227	62.2%	93.9%	24,368	20.2%	55,611	51.7%	24,025	88.4%	42,758	99.3%	4,618	99.3%	55,068	77.6%	69,779	99.1%
～2未満	143,261	141,003	31.7%	99.8%	80,736	67.0%	43,863	40.7%	3,127	11.5%	272	0.6%	32	0.7%	12,362	17.4%	611	0.9%
～3未満	24,618	24,261	5.5%		14,810	12.3%	7,751	7.2%	15	0.1%	21	0.0%	0	0.0%	1,637	2.3%	27	0.0%
～4未満	1,516	1,441	0.3%	58.8%	452	0.4%	406	0.4%	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	579	0.8%	3	0.0%
～5未満	536	494	0.1%	0.2%	39	0.0%	5	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	449	0.6%	1	0.0%
～6未満	429	376	0.1%		18	0.0%	3	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	354	0.5%	1	0.0%
～7未満	264	226	0.1%	0.1%	10	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	215	0.3%	0	0.0%
～8未満	151	114	0.0%		1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	113	0.2%	0	0.0%
～9未満	113	73	0.0%	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	72	0.1%	0	0.0%
～10未満	69	39	0.0%		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	39	0.1%	0	0.0%
～11未満	66	34	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	34	0.0%	0	0.0%
～12未満	52	31	0.0%		1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	30	0.0%	0	0.0%
～13未満	35	13	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	13	0.0%	0	0.0%
～14未満	34	12	0.0%		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	12	0.0%	0	0.0%
～15未満	27	6	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	6	0.0%	0	0.0%
15以上～	306	12	0.0%		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	12	0.0%	0	0.0%
計	453,183	444,362	100.0%	100.0%	120,436	100%	107,640	100%	27,167	100%	43,052	100%	4,650	100%	70,995	100%	70,422	100%
最高値	66mSv	25mSv			11mSv		6.3mSv		2.6mSv		3.6mSv		1.9mSv		25mSv		5.9mSv	
平均値	0.9mSv	0.8mSv			1.4mSv		1.0mSv		0.6mSv		0.2mSv		0.1mSv		0.8mSv		0.3mSv	

(注3) 先行地区（川俣町山木屋地区）を含む。 ※割合(%)は線量別に端数処理を行っているため、合計が100%にならない場合がある。  
 (注4) 先行地区（浪江町、飯館村）を含む。 ※推計期間が4ヶ月未満の方を除いて集計している。

(mSv：ミリシーベルト)

第17回福島県「県民健康管理調査」検討委員会資料

2014（平成26）年10月31日現在までに推計が行われた累計53万1,691人のうち、推計期間1つばいの4か月間の行動記録を提出いただいた方が45万3,183人。放射線業務従事経験者を除いた44万4,362人の推計結果を地区別に表にしたものです。地区別に見てみると、県南地区では88.4%の方が、会津・南会津地区では99.3%の方が1ミリシーベルト未満となり、相双地区については77.6%の方が、いわき地区でも99.1%の方が1ミリシーベルト未満となっています。また、最高値は25ミリシーベルトでした。

本資料への収録日：2013年3月31日  
 改訂日：2014年3月31日  
 ：2015年3月31日

関連Q&A

- ・6章 QA11 基本調査の結果、事故直後の外部被ばく線量はどの程度だったのですが
- ・6章 QA23 届いた結果通知はどうすればいいですか
- ・6章 QA24 同じ家族なのに同時に結果が届かないのには、何か理由があるのですか
- ・6章 QA25 飲食物についての項目に回答しましたが、それに対する返答がないのはなぜですか
- ・6章 QA26 評価結果が届きましたが、健康に問題ない数値なのでしょうか